

平成24年11月30日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第38回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題1. 第10次船員災害防止基本計画について	1
議題2. 船員派遣事業の許可について	7
議題3. 無料の船員職業紹介事業の許可について	7
3. 閉 会	7

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、今津委員、鎌田委員、河野委員、久宗委員

労働者代表 高橋委員、立川委員、田中委員

使用者代表 五十嵐委員、小比加委員、鈴木委員、長岡委員、濱田委員

(事務局)

国土交通省 花角審議官

海事人材政策課 多門海事人材政策課長、古坂雇用対策室長、白崎企画調整官、三浦専門官

運航労務課 山本運航労務課長、松澤安全衛生室長

海技課 岩月課長

開 会

【三浦専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第38回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局海事人材政策課の三浦でございます。よろしくお願いたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。本日の議事は、議事次第にもあるとおり、議題1「第10次船員災害防止基本計画について」、議題2「船員派遣事業の許可について」、議題3「無料の船員職業紹介事業の許可について」となっております。資料は、次のページの配布資料一覧のとおりとなっております。資料の番号は、縦置きの資料は右上に、横置きの資料は横置きにした右上に記載してございます。

それでは、次のページをめくっていただきまして、資料1、交通政策審議会への諮問について 諮問第163号「第10次船員災害防止基本計画」の諮問文1枚、別紙16枚、資料1-1として「第10次船員災害防止基本計画の概要」が6枚ものです。資料2として、交通政策審議会への諮問について、諮問第164号「船員派遣事業の許可について」が2枚ものと、資料2-1が1部、表紙を含め3枚、これは委員限りの資料でございます。資料3として、交通政策審議会への諮問について、諮問第165号「無料の船員職業紹介事業の許可について」が1部、2枚ものです。資料3-1が1部、表紙を含め3枚、資料3-参考が1枚、資料3-1は委員限りの資料でございます。

以上でございますが、資料は行き届いておりますでしょうか。資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

議題1. 第10次船員災害防止基本計画について

【落合部会長】 それでは早速、議事次第にございます議題1「第10次船員災害防止基本計画について」事務局から説明をお願いいたします。

【松澤安全衛生室長】 安全衛生室の松澤と申します。よろしくお願いたします。

前回の第37回船員部会におきましては、船員災害疾病発生状況、第10次船員災害防

止基本計画の骨子案等についてご説明しておりますので、本日は主にお手元の資料のうち、資料1-1「第10次船員災害防止基本計画の概要」を中心に、また適宜資料1の諮問文の別紙「第10次船員災害防止基本計画」をご覧いただきながら進めさせていただきます。

それでは資料1-1「第10次船員災害防止基本計画の概要」の1ページをご覧ください。まず最初に、昭和43年度から47年度までを計画期間といたします第1次基本計画から約半世紀が経過いたしまして、1つの大きな節目となることから、第10次基本計画におきましては、改めて初心に立ち返り、取組の効果的かつ一層の推進を図るという基本的な考え方を記載しております。

次に、船員災害の現状①でございますが、前回にもご説明いたしましたが、第1次基本計画策定の前年度である昭和42年度から平成22年度までの死傷災害発生率及び疾病発生率の推移となっております。いずれも発生率は減少しておりますが、近年におきましては、その減少割合は鈍化しております。特に漁船の死傷災害発生率につきましては、昭和42年度の48.3パーミルから、平成22年度には15.3パーミルと約3分の1に減少しておりますが、依然としてほかの船種に比べて高くなっております。

また、下段におきましては、陸上労働者との死傷災害発生率の比較を記載しておりますが、全産業の平均発生率2.1パーミルに対しまして、全船種では10.8パーミルと、陸上の約5倍となっております。

続きまして、2ページをお開きください。中段の「2.死傷災害」でございますが、種類別発生状況を円グラフで示しております。転倒21%、はさまれ15%であり、その合計で36%となっております。その他のデータにつきましては前回にご紹介しておりますが、一番上の「1.死傷災害発生」におきましては件数の58%が漁船となっております。また発生率におきましても、15.3パーミルとなっております。

続きまして、3ページをご覧ください。今回の第10次基本計画におきましては、新たに実施主体別の取組としまして、船舶所有者、船員、船員災害防止協会及び国がそれぞれ講ずる取組を記載しております。

また、主要な対策の推進としまして3ページに記載してございますように、①から⑥までの6項目について記載しておりますが、従来に比べまして、「③漁船における死傷災害対策」を新たに柱立てしております他、「⑥その他の安全衛生対策」におきましては、海上労働条約の国内法化に基づく取組の推進を図るとしております。

なお、以上のことにつきましては資料1の別紙「第10次船員災害防止基本計画」12

ページをご覧いただきたいと思います。その12ページにおきましては、船員災害防止のための対策を記載しております。その上のほうとなりますが、「第10次基本計画における対策を、実施主体別、実施項目別に、以下のとおり定める他、具体的な対策については、船員災害防止実施計画にて示す」こととします。「これらの対策の実施に当たっては、船舶所有者、船員及び国や荷主等の関係者が船員災害防止の重要性について改めて認識するとともに、全ての関係者が、それぞれの役割分担の下、一体となって船員災害防止対策の積極的な推進を図る」としております。

続きまして、先ほどの資料、資料1-1「計画の概要」の4ページにお戻りください。こちらの4ページにおきましては、計画の目標について記載してございます。まず中段の「減少目標の考え方」の部分となりますが、これまでの第9次基本計画までにおきましては、旧基本計画の最終年度、第9次基本計画の場合ですと第8次基本計画の最終年度となります平成19年度と、新基本計画の最終年度となります平成24年度を、つまり点と点を比較しておりましたが、その場合には、当該年度に特殊事情、例えば平成21年度における新型インフルエンザの発生、あるいは大規模海難の発生等により数字が増減することによりまして、傾向が正確に反映されないおそれがあることなどを踏まえまして、旧計画の第9次基本計画期間の平均災害・疾病発生率と、新計画の第10次基本計画期間の平均を比較することによりまして、各年度の特異事情による増減を緩和いたしまして、傾向をより正確に反映しやすくするなどに変更することとしております。

その結果、4ページの上部に記載しておりますが、第10次基本計画におきましては、死傷災害では一般船舶11%、漁船15%、合計13%と、また、疾病におきましては一般船舶12%、漁船5%、全体10%をそれぞれ減少目標としております。

さらに、本計画におきましては、特に重大災害となります「船員災害による死亡・行方不明について発生人数を2割減少させる」との目標を新たに設定することとしております。

それでは、5ページの「第10次基本計画期間の新規取組案」をご覧ください。このページと次の6ページに記載しております項目につきましては、第10次基本計画に記載しているものではございませんが、今後平成25年度から29年度までの第10次基本計画期間におきまして、準備ができ次第順次実施していく取組をご説明するためのものとなっております。

まず、順次上のほうからご紹介いたします。最初に、「ライフジャケット着用推進員制度（仮称）の創設」となっております。特に漁船におきましてはライフジャケットの未着用

が多いという実態を踏まえまして、漁撈長や漁協役員等、現場におきまして、いわゆる声の大きい人、この人から声掛けされれば着用するというような方にライフジャケット着用推進員を委嘱いたしまして、着用の促進等に係る取組を依頼しようというものとなっております。この着用指導に当たりましては、船員法適用の漁船員だけではなくて、水産庁及び関係団体と連携いたしまして、地元漁協等の船員法非適用の漁船の乗組員の方も対象としたいと考えております。また、一定期間着実な活動をした推進員を表彰することも検討したいと考えております。

なお、本年度におきましては、この制度の検討に当たっての参考とするために、目的や活動内容、委嘱の要件など、各種の推進員や指導員制度の実態を調査することとしております。

次に、中段となりますが、「漁種・作業形態に応じた適切なライフジャケット等保護具の紹介及び相談体制の構築」としてしております。こちらにつきましては、毎年9月に実施しております船員労働安全衛生月間中の船員災害防止大会におきまして、メーカー団体のご協力をいただきまして、大会会場のロビーなどにおいてライフジャケットなどの保護具の展示を行っているところでございますが、今後はその展示の場をサバイバルトレーニングや各種講習会などの場に広げるほか、例えばまき網、あるいは釣りなどの漁種・作業形態に応じた着やすいライフジャケットの相談に応ずるなどの体制を構築していくこととしております。

3つ目となりますが、「船内向け自主改善活動（W I B）の取組推進」としてしております。5ページの下、※印に書いてございますけれども、W I Bはチェックリストによる船内点検を通じまして、船内の危険箇所を認識するほか、他の船舶における危険防止等の対策を紹介するというようなことを通じまして、船員本人の安全意識の向上を図るものとなっております。現在、本部会の久宗委員が北海道の漁協等におきまして、このW I B活動に取り組まれておりますが、新たにこのW I B指導員の養成を行うことによりまして、その活動の輪を広げようというものとなっております。

最後、6ページをご覧ください。まず一番上となりますが、「ベストプラクティスの選定等」です。現在、災害発生率が一定の基準以下であること、あるいは法令違反がないこと、船員災害防止協会の「安全衛生チェックリスト」による船内点検を実施したことを要件といたしまして、船員災害防止優良事業者認定制度を実施しておりますが、その制度に加えまして、新たに他の模範となるような船員災害防止に係る具体的な活動や取組内容を募集、

審査の上、船舶所有者の名称の公表、認定書の交付を行う他、ベストプラクティス事例集の公表等を考えております。

中段に参りまして、「目に、耳に訴える」分かりやすい講習、船員家族も参加できる講習」を記載してございます。こちらにつきましても、9月の船員労働安全衛生月間などにおきまして実施しております講演会などで、例えば被災された船員本人による講演や、事故を再現したビデオなどを使用いたしまして、わかりやすく、意識に残る、「目に、耳に訴える」講習を工夫したいと考えております。

また、漁協の婦人部などへ呼びかけることによりまして、参加した奥さんや母親などからも、船員災害防止対策の重要性を船員本人に伝えていただければと考えております。

最後となりますが、「船員労働安全衛生月間の標語の見直し」を記載しております。現在、この月間の標語につきましては、事業者や船員からの応募作品の中から選考しておりますが、新たに奥さんや子供さんからの家族目線からの標語がより効果的であるとのご意見を踏まえまして、例えば海洋少年団や水産系高校等を対象といたしまして、来年1月から開始する平成25年度の月間の標語から幅広く募集を行うこととしております。

ただいまご説明しました取組案につきましては、運用面でできるものについては速やかに準備を行うこととしている他、今後制度設計に当たりまして検討が必要な取組につきましては、関係団体の皆様と詳細な調整を行いたいと考えておりますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、第10次船員災害防止基本計画のご説明を終了いたします。

【落合部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、自由にご意見、ご質問等をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

【高橋臨時委員】 意見を申し述べておきたいと思います。第9次までの基本計画と比較をしますと、大分見やすくなったという印象が非常にあります。それから文章そのものも、表が入ったり、グラフが入ったり、カラーになったり、おまけに漫画も入って非常にわかりやすい表現になっていると思っております。すごく印象深い、新しい基本計画という感じがいたします。

あわせて船舶所有者、船員、船員災害防止協会、国の役割の分担というものが、初めて明確化されたのではないかと印象も受けております。おのおのの役割分担の達成を、関係諸団体が協力し、向こう5年間の第10次の災害防止目標を達成できるようなものにし

ていただければと思います。

以上です。

【落合部会長】 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

【河野臨時委員】 今いただいた基本計画で、例えば11ページに疾病による死亡原因の73%を生活習慣病が占めているとか、12ページに船員さん自体の教育体制の整備についても触れておられると思います。生活習慣病ですとか、それから基本的な安全に対する考え方というのは、おそらく船員さんになる教育を受ける学生時代の段階で、教育の一環としてなされるのが、実は防止のための一番大事なポイントの一つになるのではないかと、ちょっと素人的には拝察いたしますけれども、その点は学校教育の内容がどういう感じかを少し教えていただけるとありがたいと思います。

【落合部会長】 それでは事務局からお願いします。

【松澤安全衛生室長】 ただいまのご質問につきまして、お答えしたいと思います。例えばということですが、東京海洋大学あるいは神戸大学のいわゆる旧商船大学となりますが、そちらにおきましては、船内において船員の健康管理及び保健指導、あるいは傷害の治療等を行います衛生管理者の教育を行っております。その衛生管理者の教育内容としまして、食品衛生、疾病予防、保健指導等の教育を現在行っております。

また、内航船員の新人教育を行っております海技教育機構の海上技術学校、あるいは海上技術短期大学校におきましては、その生徒、学生に対しまして実施しております調理教育というものを、短期間でございますが、やっております。その調理教育におきましては、食中毒や生活習慣病の予防のほか、食事バランスを考慮した船内供食を現在指導しているという状況となっております。

以上です。

【落合部会長】 河野委員、いかがですか。よろしいですか。

【河野臨時委員】 はい。

【落合部会長】 それでは、他にございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、国土交通大臣から諮問第163号をもって諮問された件につきまして、諮問された案のとおりとすることが適当であるという結論といたしまして、海事分科会長に報告したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【落合部会長】 ありがとうございます。

議題2 船員派遣事業の許可について

議題3 無料の船員職業紹介事業の許可について

それでは、ご承認いただきましたので、議題の2に移りたいと思いますが、議題3も関係いたしますが、いずれも個別事業者の許可に関する事項ということで、公開することになりますと当事者等の利益を害するおそれがあるということですので、本部会運営規則11条ただし書の規定によりまして、これから審議を非公開として審議をお願いしたいと思いますので、マスコミ関係の方はじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

閉 会

【落合部会長】 そういたしますと、本日予定いたしました議事は全て終了ということになりますが、特に何かございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋臨時委員】 その他ということで、IMOの漁船安全条約、いわゆる改正のトレモリノス議定書の採択が10月9日から11日まで、南アフリカのケープタウンで開催をされ、採択をされたとお伺いしております。今後、この議定書に基づいて日本が批准をすれば、当然国内法の改正というものが実施されるのであろうと思っております。

我々もこの議定書については、条約の時代から漁船の安全ということで非常に重要な条約であることから、ITFを中心に取り組んできたという経緯がございます。

今回の採択の中でトン数の読み替え規定というものが認められまして、ほとんどの条約が950トン以上の船に適用になるという状況になりました。国交省の発表もございましたけれども、我が国の意見が大分取り入れられまして、いわゆる適用除外というものが増えて採択をされたということでございます。その適用除外が多くなるということにつきましては、我々も漁船の安全というものに対して、先ほど第10次基本計画もありましたけれども、安全そのものを軽視しているのではないかという危惧もいたしております。

ご承知のとおり、毎年漁船の海難や火災事故が多く、生命を落とす乗組員がいます。このような状況で、国際基準のいわゆる適用除外というものを増やすことが、世界の主要な

漁業国としての責任ある対応なのかどうか、その辺も検討していただきたい。

それから、ご承知のとおり、近年においてもまき網漁船、それから沖合底引き漁船の全損による海難事故も多々発生もいたしております。やはりそういうことも起きているということも、忘れてもらっては困るということがございます。

今後、国内法の改正になるのでしょうかけれども、このような状況を踏まえ改正に当たっては現行の国内法を緩和しないように、ぜひともお願いをしておきたいと思えます。

それから、国内法の改正前に、水産庁が所管省庁になるのだと思えますけれども、当然国交省も関係省庁として勉強会なども開催をしていただいて、安全問題というものに対する齟齬が生じないように、特にお願いをしておきたいと思えます。

最後になりますけれども、1993年のトレモリノスの議定書の会議のときは、我が国が議長を務めたという経緯があります。この論議をリードしながら、結局我が国は批准をしなかったという経緯がございます。世界的な漁業大国、それから水産物輸入国として責任を果たしていただきたい。我が国の漁船員の安全のためにも、早期の批准をあわせ強くお願いを要請しておきたいと思えます。

以上です。

【落合部会長】 ただいまの高橋委員の発言につきまして、何かございますでしょうか。船主サイドは何かありますか。

【長岡臨時委員】 私ども大日本水産会としても、高橋委員のご心配のところは、よく理解し、もちろん船主側としてもこれは大切なこととございます。既に今後の批准に向けまして、関係団体の事務局、それぞれの団体さんのトップの方と勉強会とまではいっておりませんが、意見交換を3回程度始めておりまして、当局の方にもいろいろご相談をさせていただいて進めていっておりますので、今後とも、もちろん全日本海員さんにもいろいろご協力をいただければと思っております。

【落合部会長】 事務局は何かありますか。よろしいですか。

では、本件はそういうことで、ぜひ漁船の安全、その他が十分確保される形で、条約議定書の批准等も含めまして、関係者において十分検討して、問題が生じないような形で実現を目指していただきたいと思えます。

そのほかの件につきまして、特に何かございますか。

【山本運航労務課長】 運航労務課長でございます。先月10月の船員部会の場で、海上労働条約の国内法化の関係で何点かご説明をさせていただきましたが、その関係でご報

告しておきます。

先月のご説明の中で、条約の対応のうち、船舶のハード面の規制に係る船舶安全法という法律に基づく省令改正事項につきまして、本部会の野川委員を座長にして、関係団体の委員の皆様からなる検討会を設けて、別途検討させていただく予定でしたというお話をさせていただきましたが、10月26日の船員部会終了後に第1回を開催させていただきました。議論はまだ継続中でございますので、また、検討会の結論が得られましたら、事後の船員部会でもご報告をさせていただきたいと考えております。

それからもう1点、同じく海上労働条約対応の船員法に基づく政令あるいは省令の改正事項につきましては、この船員部会の場でも既にご説明したところですが、その内容に沿って、今、法令化作業を進めております。新制度の運用に向けましては、行政側・役所側での法令の制定の作業に加えて、制度の適用を受ける船舶所有者さん、あるいは船員さんサイド、関係の労使の間でいろいろと取り決めをいただくような部分も、運用の中で出てまいります。この点につきましても、既にご相談等を開始させていただいているところでございます。この点につきましても、既にご相談等を開始させていただいているところでございます。この点につきましても、既にご相談等を開始させていただいているところでございます。この点につきましても、既にご相談等を開始させていただいているところでございます。

以上です。

【落合部会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

【三浦専門官】 次回の部会の日程でございますが、12月は年末ということもあり、お休みをさせていただきまして、1月25日金曜日の13時30分からを予定しております。場所は、ここ11階特別会議室となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【落合部会長】 そういたしますと、第38回船員部会をこれで閉会ということにさせていただきます。

お忙しいところを、ご出席ありがとうございました。

— 了 —